

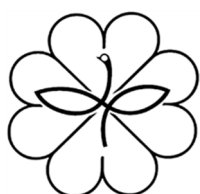
令和7年度 第2回
協議員総会・研修会

令和8年3月13日（金）

なかのZERO 小ホール

東京都民生児童委員連合会

民生委員児童委員信条



- 一、わたくしたちは隣人愛をもって
社会福祉の増進に努めます
- 一、わたくしたちは常に地域社会の
実情を把握することに努めます
- 一、わたくしたちは誠意をもって
あらゆる生活上の相談に応じ自立の援助に努めます
- 一、わたくしたちはすべての人々と協力し
明朗で健全な地域社会づくりに努めます
- 一、わたくしたちは常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます

第2回 協議員総会・研修会 =目次=

1 開催要綱	1
2 協議員総会議案書	
◆第1号議案 令和7年度 収入支出補正予算（案）について	4
◆第2号議案 令和8年度 事業計画（案）について	10
【参考】令和8年度 都民連事業・行事予定一覧	15
◆第3号議案 令和8年度 収入支出予算（案）について	17
◆第4号議案 東京都民生児童委員連合会規程の一部改正（案）について	23
3 研修会資料	
◆地域人権啓発リーダーについて	26
◆講師資料	27
「地域を元気にする人権～同和問題を中心に～」	
講師：竹内 良 氏（公益財団法人 東京都人権啓発センター 人権研修講師）	
4 東京版 活動強化方策	35
5 都民連・全民児連ホームページ パスワードのご案内	37

令和7年度第2回協議員総会・研修会開催要綱

1 趣 旨

東京都民生児童委員連合会の協議員総会に併せて研修会を開催し、民児協の中心である会長の資質向上を図り地域福祉の進展に資する。

2 主 催

東京都民生児童委員連合会

3 期 日

令和8年3月13日（金） 13時～16時（受付12時15分～）

4 会 場

なかのZERO 西館「小ホール」※別紙案内図参照

中野区中野2-9-7

[利用交通機関]

JR線・東京メトロ東西線「中野駅」南口より 徒歩約10分

5 参加者

協議員（法定単位民児協会長） 401名

6 日程表

12:15	13:00			14:00	14:15	15:00	16:00
受 付	開 会	あ い さ つ	協 議 員 総 会	休 憩	研 修 会 ①	研 修 会 ②	閉 会

7 日 程

(1) 開会・あいさつ

主催者あいさつ 東京都民生児童委員連合会会長

来賓あいさつ 東京都福祉局理事

(2) 協議員総会

◎議長団選出

◎議 事

① 令和7年度東京都民生児童委員連合会補正予算 (案)

② 令和8年度東京都民生児童委員連合会事業計画 (案)

③ 令和8年度東京都民生児童委員連合会予算 (案)

④ 東京都民生児童委員連合会規程の一部改正 (案)

◎そ の 他

(3) 研修会

①人権研修

テーマ「地域を元気にする人権～同和問題を中心に～」

ねらい

人権については、障がい者や高齢者、子ども等の各分野でさまざまな課題が挙げられ、民生児童委員の日々の活動とも深い関わりがあります。東京都では、人権問題に対する理解と認識を深め、問題の解決に向けた研鑽と実践に努めるため、平成18年から「地域人権啓発リーダー」を設置し、単位民児協会長にご就任いただいています。

今回は、一斉改選後最初の研修会となることから、同和問題を中心に、基本的な人権の尊重について再確認し、今後の民生児童委員活動に役立てていただくことをねらいと致します。

講師：竹内 良 氏（公益財団法人 東京都人権啓発センター 人権研修講師）

②東京都担当 デジタル活用好事例共有

テーマ「民生・児童委員活動におけるデジタル活用の必要性

～デジタルを使って、より効果的な活動を～」

協議員総会

議案書

<議案>

第1号議案 令和7年度 収入支出補正予算（案）について

第2号議案 令和8年度 事業計画（案）について

【参考】 令和8年度 都民連事業・行事予定一覧

第3号議案 令和8年度 収入支出予算（案）について

第4号議案 都民連規程の一部改正（案）について

第1号議案

令和7年度 東京都民生児童委員連合会
東京都民生児童委員連合会拠点区分 都民連運営サービス区分

資金収支補正予算(案)

(自) 令和7年4月1日 (至) 令和8年3月31日

(単位:千円)

1	2	勘定科目		当初 予算額	補正後 予算額	差引 増減額	備考
		大中	小				
3	事業活動による収支	収入	会費収入	63,720	63,720	0	
4			民生委員会費収入	63,720	63,720	0	
5			都民連会費収入	63,720	63,720	0	
6			分担金収入	0	0	0	
7			分担金収入	0	0	0	
8			寄付金収入	0	0	0	
9			経常経費寄付金収入	0	0	0	
10			経常経費補助金収入	47,549	47,549	0	
11			東京都補助金収入	43,283	43,283	0	
12			都民連事業補助金収入	43,283	43,283	0	
13			全社協補助金収入	4,266	4,266	0	
14			地方共励事業補助金収入	4,266	4,266	0	
15			受託金収入	2,084	2,084	0	
16			区市町村受託金収入	2,084	2,084	0	
17			都民連受託金収入	2,084	2,084	0	
18			事業収入	20,640	20,640	0	
19			参加費収入	1,892	1,892	0	
20			賃借料収入	275	275	0	
21			資料・図書等頒布収入	473	473	0	
22			東社協	473	473	0	
23			広告料収入	0	0	0	
24			給付金収入	18,000	18,000	0	
25			互助給付金収入	18,000	18,000	0	
26			その他事業収入	0	0	0	
27			負担金収入	26,000	26,000	0	
28			負担金収入	26,000	26,000	0	
29			全民児連会費収入	7,000	7,000	0	
30			互助共励会費収入	19,000	19,000	0	
31			受取利息配当金収入	0	0	0	
32			受取利息配当金収入	0	0	0	
33			その他の収入	1,420	1,420	0	
34			雑収入	1,420	1,420	0	
35			雑収入	1,420	1,420	0	
36			拠点区分間繰入金収入	0	0	0	
37			拠点区分間繰入金収入	0	0	0	
38			その他の繰入金収入	0	0	0	
39			サービス区分間繰入金収入	0	0	0	
40			サービス区分間繰入金収入	0	0	0	
41			その他の繰入金収入	0	0	0	
42			事業活動収入計(1)	161,413	161,413	0	

1	勘定科目		当初 予算額	補正後 予算額	差引 増減額	備 考	
	大	中 小					
2	事業活動による収支	支出					
3			人件費支出	40,645	42,504	1,859	給与表改定
4			職員給料支出	24,576	27,100	2,524	実配置及び事務分掌に伴う会計区分間振替による増
5			職員賞与支出	7,718	7,603	△ 115	実配置及び事務分掌に伴う会計区分間振替による減
6			非常勤職員給与支出	0	0	0	
7			派遣職員費支出	3,135	2,515	△ 620	実績減
8			法定福利費支出	5,216	5,286	70	実配置及び事務分掌に伴う会計区分間振替による増
9			事業費支出	75,382	74,736	△ 646	
10			諸謝金支出	510	410	△ 100	実績減
11			旅費交通費支出	369	369	0	
12			印刷製本費支出	3,817	3,817	0	
13			消耗器具備品費支出	1,660	2,364	704	ノートPC・グループウェア等ITツール関連費用等増
14			修繕費支出	0	0	0	
15			通信運搬費支出	2,102	1,722	△ 380	実績減
16			会議費支出	2,444	2,164	△ 280	実績減
17			広報費支出	0	0	0	
18			業務委託費支出	40,655	39,673	△ 982	モバイルPC回収関連費用減
19			手数料支出	337	337	0	
20			保険料支出	21	21	0	
21			賃借料支出	2,618	2,920	302	会場使用料・事務機器リース料等増
22			租税公課支出	2,100	2,100	0	
23			給付金支出	18,000	18,000	0	
24			互助給付金支出	18,000	18,000	0	
25			雑支出	749	839	90	実績増
26			事務費支出	11,859	10,285	△ 1,574	
27			福利厚生費支出	124	126	2	東社協共通経費増
28			旅費交通費支出	0	0	0	
29			研修研究費支出	61	25	△ 36	東社協共通経費減
30			事務消耗品費支出	528	1,873	1,345	東社協共通経費増(局内ネットワーク更改等費用)
31			印刷製本費支出	488	283	△ 205	東社協共通経費減
32			水道光熱費支出	204	118	△ 86	東社協共通経費減
33			修繕費支出	0	0	0	
34			通信運搬費支出	563	295	△ 268	東社協共通経費減
35	会議費支出	0	0	0			
36	広報費支出	483	224	△ 259	東社協共通経費減		
37	業務委託費支出	4,047	2,851	△ 1,196			
38	共通業務委託費支出	3,547	2,409	△ 1,138	東社協共通経費減		
39	その他の業務委託費支出	500	442	△ 58	東社協共通経費減		
40	手数料支出	184	156	△ 28	東社協共通経費減		
41	保険料支出	127	104	△ 23	東社協共通経費減		
42	賃借料支出	1,424	664	△ 760	東社協共通経費減		
43	土地・建物賃借料支出	3,470	3,465	△ 5	東社協共通経費減		
44	保守料支出	115	98	△ 17	東社協共通経費減		
45	雑支出	41	3	△ 38			
46	雑支出	41	3	△ 38	東社協共通経費減		

1	勘定科目		当初 予算額	補正後 予算額	差引 増減額	備 考
	大	中 小				
3	事業活動による収支	支出				
4		助成金支出	1,790	2,134	344	
5		助成金支出	1,790	2,134	344	退任委員ボランティア保険加入助成金制度創設増
6		負担金支出	26,217	26,217	0	
7		負担金支出	26,217	26,217	0	
8		全民児連会費支出	7,000	7,000	0	
9		互助共励会費支出	19,000	19,000	0	
10		その他の負担金	217	217	0	
11		拠点区分間繰入金支出	4,981	4,998	17	
12		拠点区分間繰入金支出	4,981	4,998	17	
13		共済掛金繰入金支出	272	272	0	
14		退職積立金繰入金支出	1,768	1,785	17	実配置及び事務分掌に伴う会計区分間振替による増
15		その他の繰入金支出	2,941	2,941	0	
16		サービス区分間繰入金支出	0	0	0	
17		サービス区分間繰入金支出	0	0	0	
18		その他の繰入金支出	0	0	0	
19		事業活動支出計(2)	160,874	160,874	0	
20		事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)	539	539	0	
21		施設整備等による収支	収入			
22	施設整備等収入計(4)		0	0	0	
23	支出					
24	固定資産取得支出		0	0	0	
25	器具及び備品取得支出	0	0	0		
26	施設整備等支出計(5)	0	0	0		
27	施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)	0	0	0		
28	その他の活動による収支	収入				
29		積立資産取崩収入	0	0	0	
30		積立資産取崩収入	0	0	0	
31		その他の活動等収入計(7)	0	0	0	
32		支出				
33		積立資産支出	20,000	20,000	0	
34	積立資産支出	20,000	20,000	0		
35	その他の活動等支出計(8)	20,000	20,000	0		
36	その他の活動等資金収支差額(9) = (7) - (8)	△ 20,000	△ 20,000	0		
37	予備費(10)	0	0	0		
38	当期資金収支差額合計(11) = (3) + (6) + (9) - (10)	△ 19,461	△ 19,461	0		
39	前期末支払資金残高(12)	86,165	89,414	3,249	前年度支払資金残高確定に伴う補正	
40	当期末支払資金残高(11) + (12)	66,704	69,953	3,249		

令和7年度 東京都民生児童委員連合会
 地域福祉活動推進事業拠点区分 共同募金配分金サービス区分

資金収支補正予算(案)

(自) 令和7年4月1日 (至) 令和8年3月31日

(単位:千円)

1	勘定科目		当初 予算額	補正後 予算額	差引 増減額	備 考
	2	大 中 小				
3	事業活動による収支	収入				
		経常経費補助金収入	1,000	1,000	0	
4		共同募金配分金収入	1,000	1,000	0	
5		一般募金配分金収入	1,000	1,000	0	
6		拠点区分間繰入金収入	2,941	2,941	0	
7		拠点区分間繰入金収入	2,941	2,941	0	
8		その他の繰入金収入	2,941	2,941	0	
9		事業活動収入計(1)	3,941	3,941	0	
10	支出	事業費支出	0	0	0	
11		手数料支出	0	0	0	
12		助成金支出	3,941	3,941	0	
13		助成金支出	3,941	3,941	0	
14		事業活動支出計(2)	3,941	3,941	0	
15	事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)		0	0	0	
16	施設整備等による収支	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
17		施設整備等支出計(5)	0	0	0	
18		施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)	0	0	0	
19	その他の活動による収支	その他の活動等収入計(7)	0	0	0	
20		その他の活動等支出計(8)	0	0	0	
21		その他の活動等資金収支差額(9) = (7) - (8)	0	0	0	
22	当期資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)		0	0	0	
23	前期末支払資金残高(11)		0	0	0	
24	当期末支払資金残高(10) + (11)		0	0	0	

令和7年度 東京都民生児童委員連合会
東京都民生児童委員連合会拠点区分 都民連受託サービス区分

資金収支補正予算(案)

(自) 令和7年4月1日 (至) 令和8年3月31日

(単位:千円)

1	2	勘定科目		当初 予算額	補正後 予算額	差引 増減額	備 考	
		大中	小					
3	事業 活動 による 収支	収入	受託金収入		58,570	58,570	0	
4			東京都受託金収入		58,570	58,570	0	
5			都民連受託金収入		58,570	58,570	0	
6			サービス区分間繰入金収入		0	0	0	
7			サービス区分間繰入金収入		0	0	0	
8			その他の繰入金収入		0	0	0	
9			事業活動収入計(1)		58,570	58,570	0	
10			支出	人件費支出		18,997	20,191	1,194
11	職員給料支出			11,249	11,390	141	実配置及び事務分掌に伴う会計区分間振替による増	
12	職員賞与支出			3,859	4,596	737	実配置及び事務分掌に伴う会計区分間振替による増	
13	非常勤職員給与支出			0	0	0		
14	派遣職員費支出			1,577	1,593	16	実績増	
15	法定福利費支出			2,312	2,612	300	実配置及び事務分掌に伴う会計区分間振替による増	
16	事業費支出			34,030	33,571	△ 459		
17	諸謝金支出			1,551	1,720	169	実績増	
18	旅費交通費支出			4,894	4,409	△ 485	島しょ委員研修受講旅費減	
19	印刷製本費支出			11,597	10,850	△ 747	研修資料単価減	
20	消耗器具備品費支出			676	576	△ 100	実績減	
21	修繕費支出			0	0	0		
22	通信運搬費支出			461	461	0		
23	会議費支出			0	0	0		
24	広報費支出			0	0	0		
25	業務委託費支出			12,117	12,532	415	全国大会経費増	
26	手数料支出			62	47	△ 15	実績減	
27	保険料支出		37	29	△ 8	実績減		
28	賃借料支出		2,168	2,399	231	研修会場使用料増		
29	租税公課支出		0	0	0			
30	雑支出		467	548	81	実績増		

1	勘定科目		当初 予算額	補正後 予算額	差引 増減額	備 考
	大	中				
2		小				
3	事業活動による収支	支出				
4		事務費支出	4,523	3,603	△ 920	
5		福利厚生費支出	50	41	△ 9	東社協共通経費減
6		旅費交通費支出	0	0	0	
7		研修研究費支出	25	8	△ 17	東社協共通経費減
8		事務消耗品費支出	314	1,089	775	東社協共通経費増(局内ネットワーク更改等費用)
9		印刷製本費支出	290	165	△ 125	東社協共通経費減
10		水道光熱費支出	0	0	0	
11		修繕費支出	0	0	0	
12		通信運搬費支出	334	172	△ 162	東社協共通経費減
13		会議費支出	0	0	0	
14		広報費支出	286	130	△ 156	東社協共通経費減
15		業務委託費支出	2,103	1,401	△ 702	東社協共通経費減
16		手数料支出	109	91	△ 18	東社協共通経費減
17		保険料支出	75	61	△ 14	東社協共通経費減
18		賃借料支出	844	386	△ 458	東社協共通経費減
19		土地・建物賃借料支出	0	0	0	
20		保守料支出	69	57	△ 12	東社協共通経費減
21		雑支出	24	2	△ 22	東社協共通経費減
22		拠点区分間繰入金支出	1,020	1,205	185	
23		拠点区分間繰入金支出	1,020	1,205	185	
24		共済掛金繰入金支出	136	166	30	実配置及び事務分掌に伴う会計区分間振替による増
25		退職積立金繰入金支出	884	1,039	155	実配置及び事務分掌に伴う会計区分間振替による増
26		その他の繰入金支出	0	0	0	
27		サービス区分間繰入金支出	0	0	0	
28		サービス区分間繰入金支出	0	0	0	
29		その他の繰入金支出	0	0	0	
30		事業活動支出計(2)	58,570	58,570	0	
31		事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)	0	0	0	
32	施設整備等による収支	収入				
33		施設整備等収入計(4)	0	0	0	
34		支出				
35		施設整備等支出計(5)	0	0	0	
36	施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)	0	0	0		
37	その他の活動による収支	その他の活動等収入計(7)	0	0	0	
38		その他の活動等支出計(8)	0	0	0	
39		その他の活動等資金収支差額(9) = (7) - (8)	0	0	0	
40	当期資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)	0	0	0		
41	前期末支払資金残高(11)	0	0	0		
42	当期末支払資金残高(10) + (11)	0	0	0		

令和8年度 東京都民生児童委員連合会事業計画（案）

私たち民生委員・児童委員は、地域で住民との関わりを途切らせることなく見守り活動を継続してきました。今、デジタル化などにより人々の生活様式や意識が変化する中で、私たちの活動は大きな転換期にあります。

住民と行政・関係機関の架け橋となり、永年にわたり積み上げてきた経験を組織として確実に引き継ぐとともに、これからも都民生活の変化に寄り添い創意工夫を重ね、地域福祉の要として着実に活動を続けていくことが必要です。

東京では、少子高齢化や単身世帯の増加、家族形態の多様化などを背景に、地域活動の担い手が減り、人と人とのつながりの希薄化が進んでいます。近年においては、気候変動や国際情勢により我が国を取り巻く環境は様変わりし、物価高騰が長期化しています。経済的困窮や社会的孤立、8050問題やひきこもり、ヤングケアラーなど、課題は複雑化、複合化しています。また、児童虐待相談件数は過去最多を更新し、死亡に至る痛ましい事例も発生しています。子どもの居場所も多様化する中、地域の人々が異変に気付き、声を掛け、子どもを守る社会にしていかなければなりません。さらに、感染症や酷暑、台風、地震などの自然災害も相次いでいます。要支援者の安否確認などの支援について、地域が一体となり関係機関と実効性のある体制づくりを進めることも喫緊の課題です。

私たち民生委員・児童委員は、人々が支え合う地域共生社会の実現に向け、より一層、地域住民に寄り添うとともに、地域住民との協働により地域ぐるみの活動の充実を図っていきます。そして、住民一人ひとりの人権を尊重し、その信頼と期待に応えるべく、自己研鑽に努め、委員同士の連携と創意工夫により、地域福祉のさらなる推進向け積極的に活動していく決意です。

そのため「東京版活動強化方策」を実践できるよう、以下の重点課題を定め、その達成に向け全力を挙げて取り組むことを宣言します。

- 一、日常生活の何気ない変化に気付き、住民に最も身近な相談相手として課題の把握に努めて適切な支援につなぎ、訪問や見守りを大切にし、関わり続けます。
- 一、一人ひとりの委員が活動のやりがいや喜びを分かち合い、班体制を活用し、お互いの状況の違いを理解し仲間同士で協力しながら、地域全体で支え合う仕組みづくりを推進します。
- 一、一斉改選で迎える新たな仲間とともに、研修を通して多様化する福祉課題を学び、これからの担い手確保に向けた活動環境整備と一層の普及・啓発活動に取り組みます。
- 一、すべての子どもの健やかな成長を願い、虐待や不登校などさまざまな事情から居場所を必要とする子どもと家庭に目を向け、孤立せずに安心して暮らすことができる地域社会づくりに努めます。
- 一、地域共生社会の実現に向け関係機関・団体、地域住民と力を合わせ、災害にも対応できるネットワークの構築を目指し、人とのつながりや助け合いを基本とした地域福祉活動を実践します。

【 事 業 】

<はじめに>

民生委員制度は令和9年度に創設110周年をむかえます。本会では、東京で開催される全国民生委員児童委員大会の円滑な実施に向け、主催者の一員として必要な準備を行うとともに、制度創設100周年時に策定した「東京版活動強化方策」とコロナ禍に見舞われたこの10年間の活動を総括し、これからの活動方針を策定します。

また、今年度は一斉改選を経て、新たな3年間の取り組みを始める年となります。各地区民児協では、約1,600名の新任委員をはじめ、委員一人ひとりが生き生きと活動を続けられるような環境づくりが求められます。そこで、民児協組織運営の強化ならびに意欲と資質の双方の向上に資する各種研修を着実に実施します。

一方で活動環境整備に向けては、活動のやりがいや魅力、好事例等を委員間のみならず住民、関係機関等に対して広く発信します。そのために、さまざまな機会を通じて活動事例や民児協実践活動の情報を収集するとともに、現状と課題の分析を行い適時必要な活動を展開します。

※令和8年度における重点事業については、事業名の前に「㊦」と表記

1 連絡調整

- (1) ㊦協議員総会（5・3月開催：各単位民児協会長参加）
- (2) ㊦常任協議員会（8月を除き毎月1回開催：各区市郡支庁民児協会長参加）
会議に併せてブロック協議を年4回実施し、地域の実情や活動上の課題について情報交換を行う。
- (3) 児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会
- (4) 区市町村民生児童委員事務担当者連絡協議会（2回開催）
- (5) 民生委員・児童委員と福祉局幹部職員との意見交換会の実施（東京都と共催）
- (6) 民生児童委員協議会、社会福祉法人の地域ネットワーク、社協の連携推進のための連絡会等
- (7) 受章祝賀および歳末懇談会
- (8) 民生児童委員活動への相談・支援
- (9) 民生児童委員活動資料・情報収集と提供
- (10) 地区民児協研修用視聴覚教材の貸し出し
- (11) 福祉関係図書等の斡旋

2 企画・運営

- (1) 正副会長会（8月を除き毎月1回のほか、随時開催）
- (2) 正副会長運営委員会（必要に応じて随時開催）
- (3) 常務委員会（8月を除き毎月1回開催：正副会長、常務委員参加）
- (4) 都民連だより編集委員会（4回開催）
- (5) 東京都民生委員・児童委員大会宣言起草委員会（1回開催）
- (6) ㊦民生委員制度創設110周年記念事業企画委員会
- (7) 民生児童委員普及・啓発事業推進委員会
- (8) その他各種企画・運営に関する会合

3 研修

(1) 自主研修

① 事項別部会（各3回実施）

区市郡支庁の各事項別部会から推薦された事項別部会員が、地元の民生児童委員の事項別活動の質を一層高めるために、それぞれ取り組むテーマを設定して学びを深める。

- ・子育て支援部会　・児童福祉部会　・障がい福祉部会
- ・生活福祉部会　　・高齢福祉部会

② 主任児童委員部会（各3回実施）

区域担当児童委員との協力や関係機関・団体との連携など、主任児童委員の特性を生かした活動の展開に向けたテーマを設定し、学び合う機会を持つ。

③ 都民連役員研修

他道府県または都内の民児協を訪問して視察・交流を行い、地域特性に応じた実践活動や先駆的な行政施策・民間サービスの活用例など、特徴的な取り組みについて理解を深め、さらなる活動の推進を図る。

④ 常任協議員研修会（1回実施）

⑤ 協議員研修会（5・3月の協議員総会の後、引き続き実施）

⑥ 民生委員・児童委員生活福祉資金制度研修会

（東社協福祉資金部と共催：2回実施）

(2) 部会活動推進事業

民生児童委員の事項別活動ならびに主任児童委員の特性を活かした活動を高め、各地区部会の効果的運営を図るため経費の一部を助成する。

(3) ㊦受託研修

東京都ならびに八王子市からの受託事業を次の通り実施する。

① 新任民生児童委員研修（新たに委嘱された民生児童委員対象：集合1日＋動画配信の研修を4月・7月・10月・1月の欠員補充期に実施）

② 現任（1）民生児童委員研修（会長・副会長、主任児童委員、島しょ委員を除く就任2・3年目の民生児童委員対象：6回）

③ 現任（2）民生児童委員研修（会長・副会長、主任児童委員を除く就任4年目以上の民生児童委員対象：動画配信）

④ 主任児童委員研修（動画配信、交流研修会3回）

⑤ 会長・副会長研修（一般委員から就任し、常任協議員、島しょ委員を除く新任会長・副会長対象：8回）

⑥ 民生児童委員メンタルヘルス研修（再任した委員対象：4回）

⑦ 支庁民生児童委員研修（大島支庁管内の民生児童委員対象）

⑧ 支庁合同民生児童委員研修（大島・三宅・八丈・小笠原支庁管内の民生児童委員対象）

⑨ 民生・児童委員協力員研修

(4) 派遣研修

次の研修に代表者・受講者を派遣する。

① 東京都ならびに八王子市からの受託派遣事業

- ・全国民生委員児童委員大会
- ・全国児童委員・主任児童委員活動研修会
- ・関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会

② 自主派遣事業

- ・ 全民児連評議員セミナー
- ・ 全国民生委員指導者研修会（全国民生委員大学）
- ・ 民生委員児童委員リーダー研修会 等

(5) 協力研修

他団体、他機関の主催する研修に協力し、民生児童委員にとって有効な研修の機会を広げる。

4 調査・研究・広報

(1) ㊦指定民生児童委員協議会事業

2 地区を指定し、東京版活動強化方策を反映した民生児童委員活動に関するさまざまな課題に関連した取り組みの実践と検証を行う。

○今期テーマ・指定地区：調整中

(2) 民生委員・児童委員活動事例集の作成・配布

(東京都ならびに八王子市から受託)

(3) 民生委員・児童委員活動実績の集計分析

(東京都ならびに八王子市から受託)

(4) 民生委員・児童委員協議会活動実績の集計分析

(東京都ならびに八王子市から受託)

(5) 広報活動

① 機関紙「都民連だより」の発行

② 都民連ホームページの運営

民生児童委員をはじめ行政等の関係者や地域住民などにも見やすく分かりやすいことを主眼として運営する。民児協活動検索コーナー（地区別・活動別の都内 2,000 事例）や現役委員へのインタビュー記事等、随時更新をして、日々の民生児童委員活動を身近に感じられる情報ツールとして活用されることを目指す。

民生児童委員専用ページにおいては、研修の実施方法の周知や、動画配信研修の動画を掲載し、活動の一助とする。

(6) 民生児童委員活動の普及・啓発

①㊦「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」の取り組み

(東京都ならびに八王子市から受託)

- ・ 東京都段階における一斉周知活動の実施（東京都と共催）

○テーマ「みんなでつくろう 地域のつながり 支え合い」

○一日民生委員・児童委員活動の実施

○SNS 広告の実施

- ・ 民生児童委員活動紹介パネル展の実施

- ・ 各区市町村民児協におけるパネル展示等の支援

- ・ 民生児童委員活動普及・啓発グッズの作製・配布

- ・ 活動強化週間中の各区市町村民児協における普及・啓発活動報告書の作成

②ミンジー着ぐるみ貸し出し

5 連合会事業

(1) 物故民生委員児童委員弔慰等

① 弔辞・生花の奉呈

- ② 追悼式の挙行
- (2) 全国民生委員互助事業の実施
 - ① 傷病等見舞い、弔慰
 - ② 退任慰労
- (3) 民生委員・児童委員活動保険の周知・連絡
- (4) 民生委員・児童委員手帳の作成・配布
(東京都ならびに八王子市から受託)
- (5) 財団法人東京都民生委員事業協会からの承継事務

6 協力事業

- (1) 東京都民生児童委員連合会懇話会への運営協力
- (2) 関係機関・団体への委員等派遣および協力等

下記の行政・関係団体等の各種委員会に代表者を派遣し、委員の立場から積極的に意見を述べ、必要な役割を果たす。

- ・全国民生委員児童委員連合会
- ・社会福祉法人東京都社会福祉協議会
- ・社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会
- ・行政附属機関・関係機関、その他の団体
東京都社会福祉審議会、東京都児童福祉審議会、東京都生活衛生審議会
東京都安全・安心まちづくり協議会、東京都公衆浴場対策協議会、
東京都要保護児童対策地域協議会 等
- ・東京都共同募金会

7 第80回東京都民生委員・児童委員大会の実施

(東京都ならびに八王子市から受託、東京都と共催)

8 その他

以上のほか、本会の目標達成に必要な事業を行う。

令和8年度(2026年度)東京都民生児童委員連合会事業・行事予定

月	日	曜	事業名	参加範囲	会場
4	3	金	正副会長会・常務委員会	正副会長・常務委員	都民連会議室
	10	金	常任協議員会(区市町村会長会)※ブロック協議	常任協議員	ハイジア
	16	木	新任民生児童委員研修(4月期)	2・3・4月期委嘱の新任民生児童委員	なかのZERO小ホール
	22	水	都民連だより編集委員会①	編集委員	都民連会議室
	28	火	区市町村民生児童委員事務担当者連絡協議会①	区市町村民生児童委員事務担当者	オンライン
5	1	金	正副会長会・常務委員会	正副会長・常務委員	都民連会議室
	8	金	常任協議員会(区市町村会長会)	常任協議員	東社協会議室
	19	火	新任会長・副会長研修【区部】	新任会長・副会長	文京区民センター
	21	木	新任会長・副会長研修【区部】	新任会長・副会長	研究社英語センター
	26	火	第1回協議員総会・研修会	協議員	なかのZERO小ホール
6	2	火	正副会長会・常務委員会	正副会長・常務委員	都民連会議室
	8	月	常任協議員会(区市町村会長会)	常任協議員	オンライン
	10	水	新任会長・副会長研修【区部】	新任会長・副会長	研究社英語センター
	11	木	子育て支援部会①	子育て支援部会員	東社協会議室
	12	金	高齢福祉部会①	高齢福祉部会員	研究社英語センター
	16	火	障がい福祉部会①	障がい福祉部会員	東社協会議室
	17	水	生活福祉部会①	生活福祉部会員	研究社英語センター
	18	木	支庁合同民生児童委員研修	支庁管内の民生児童委員	東京家の光会館
	23	火	児童福祉部会①	児童福祉部会員	東社協会議室
	24	水	主任児童委員部会①	主任児童委員部会委員	東社協会議室
	26	金	新任会長・副会長研修【市部】	新任会長・副会長	武蔵野スイングホール
	29	月	懇話会総会・懇親会	懇話会員・賛助会員	主婦会館プラザエフ
7	2	木	正副会長会・常務委員会	正副会長・常務委員	都民連会議室
	8	水	常任協議員会(区市町村会長会)※ブロック協議	常任協議員	東社協会議室
	13	月	新任民生児童委員研修(7月期)	5・6・7月期委嘱の新任民生児童委員	なかのZERO小ホール
	30	木	関東ブロック民生児童委員活動研究協議会(1日目)	常任協議員(ブロック輪番)	千葉県幕張メッセ
	31	金	関東ブロック民生児童委員活動研究協議会(2日目)	常任協議員(ブロック輪番)	千葉県幕張メッセ
8	25	火	常任協議員研修会	常任協議員	主婦会館プラザエフ
9	1	火	正副会長会・常務委員会	正副会長・常務委員	都民連会議室
	8	火	常任協議員会(区市町村会長会)	常任協議員	東社協会議室
	11	金	子育て支援部会②	子育て支援部会員	調整中
	15	火	高齢福祉部会②	高齢福祉部会員	調整中
	17	木	障がい福祉部会②	障がい福祉部会員	調整中
	18	金	生活福祉部会②	生活福祉部会員	調整中

月	日	曜	事業名	参加範囲	会場
10	2	金	正副会長会・常務委員会	正副会長・常務委員	都民連会議室
	7	水	常任協議員会(区市町村会長会)※ブロック協議	常任協議員	東社協会議室
	9	金	児童福祉部会②	児童福祉部会員	調整中
	14	水	主任児童委員部会②	主任児童委員部会員	調整中
	20	火	物故民生児童委員追悼式	遺族・常任協議員	戦没者霊苑
	28	水	全国民生委員児童委員大会(前泊)	常任協議員	滋賀県
	29	木	全国民生委員児童委員大会(1日目)	常任協議員	滋賀県
	30	金	全国民生委員児童委員大会(2日目)	常任協議員	滋賀県
11	5	木	正副会長会・常務委員会	正副会長・常務委員	都民連会議室
	10	火	常任協議員会(区市町村会長会)	常任協議員	調整中
	26	木	東京都民生委員・児童委員大会	民生児童委員代表	文京シビックホール
12	2	水	正副会長会・常務委員会	正副会長・常務委員	都民連会議室
	8	火	常任協議員会(区市町村会長会)	常任協議員	オンライン
	11	金	現任(1)民生児童委員研修【市部】	就任1期未満の民生児童委員	武蔵野スイングホール
	15	火	メンタルヘルス研修①	R7年度一斉改選で再任した民生児童委員(主任を含む)	調布グリーンホール大ホール
	16	水	メンタルヘルス研修②	R7年度一斉改選で再任した民生児童委員(主任を含む)	なかのZERO大ホール
1	5	火	正副会長会・常務委員会	正副会長・常務委員	都民連会議室
	7	木	常任協議員会(区市町村会長会)※ブロック協議	常任協議員	東社協会議室
	19	火	子育て支援部会③	子育て支援部会員	東社協会議室
	20	水	高齢福祉部会③	高齢福祉部会員	調整中
	26	火	主任児童委員部会③	主任児童委員部会員	調整中
	27	水	児童福祉部会委員③	児童福祉部会員	東社協会議室
2	2	火	正副会長会・常務委員会	正副会長・常務委員	都民連会議室
	5	金	常任協議員会(意見交換会)	常任協議員	調整中
	16	火	障がい福祉部会③	障がい福祉部会委員	調整中
	17	水	生活福祉部会③	生活福祉部会員	調整中
	18	木	主任児童委員研修(交流)【市部】	主任児童委員	武蔵野スイングホール
3	1	月	正副会長会・常務委員会	正副会長・常務委員	都民連会議室
	4	木	常任協議員会(区市町村会長会)	常任協議員	東社協会議室
	12	金	第2回協議員総会・研修会	協議員	なかのZERO小ホール

●動画視聴による開催を予定している事業

現任(2)民生児童委員研修<動画配信期間:7~9月>

主任児童委員研修<動画配信期間:10~12月>

●調整中の事業

都民連だより編集委員会②③④:7・10・1月実施予定、支庁研修(大島支庁):9月実施予定

区市町村民生児童委員事務担当者連絡協議会②:9月実施予定、都民連役員研修:9~10月実施予定

現任(1)民生児童委員研修【区部】:11月実施予定、受章祝賀および歳末懇談会:12月実施予定

新任民生児童委員研修(1月期):1月実施予定、主任児童委員研修(交流)【区部】:2月実施予定

第3号議案

令和8年度 東京都民生児童委員連合会
東京都民生児童委員連合会拠点区分 都民連運営サービス区分

資金収支予算(案)

(自) 令和8年4月1日 (至) 令和9年3月31日

(単位:千円)

1	2	勘定科目		前年度 予算額	本年度 予算額	差引 増減額	備 考	
		大	中					小
3	事業活動による収支	収入						
4		会費収入		63,720	53,460	△ 10,260		
5		民生委員会費収入		63,720	53,460	△ 10,260		
6			都民連会費収入		63,720	53,460	△ 10,260	5,400円×(現員数+新任数)ノ一斉改選減
7		分担金収入		0	0	0		
8		分担金収入		0	0	0		
9		寄付金収入		0	0	0		
10		経常経費寄付金収入		0	0	0		
11		経常経費補助金収入		47,549	5,742	△ 41,807		
12		東京都補助金収入		43,283	1,892	△ 41,391		
13			都民連事業補助金収入		43,283	1,892	△ 41,391	事務所維持管理経費ノモバイルPC関連補助減
14			全社協補助金収入		4,266	3,850	△ 416	
15			地方共励事業補助金収入		4,266	3,850	△ 416	地方共励事業費・事務費
16		受託金収入		2,084	1,830	△ 254		
17		区市町村受託金収入		2,084	1,830	△ 254		
18			都民連受託金収入		2,084	1,830	△ 254	八王子市(中核市)からの研修業務等受託
19		事業収入		20,640	7,487	△ 13,153		
20		参加費収入		1,892	2,112	220	各種参加分担金、情報交流会参加費等	
21		賃借料収入		275	275	0	着ぐるみ使用料(クリーニング代一部負担分)	
22		資料・図書等頒布収入		473	100	△ 373		
23			東社協		473	100	△ 373	民児協会長手帳、その他資料頒布収入
24		広告料収入		0	0	0		
25		給付金収入		18,000	5,000	△ 13,000		
26			互助給付金収入		18,000	5,000	△ 13,000	傷病、災害、死亡、退任等ノ改選退任慰労減
27		その他事業収入		0	0	0		
28		負担金収入		26,000	24,700	△ 1,300		
29		負担金収入		26,000	24,700	△ 1,300		
30			全民児連会費収入		7,000	6,650	△ 350	700円×現員数(4月1日)
31			互助共励会費収入		19,000	18,050	△ 950	1,900円×現員数(4月1日)
32		受取利息配当金収入		0	0	0		
33	受取利息配当金収入		0	0	0			
34	その他の収入		1,420	1,320	△ 100			
35	雑収入		1,420	1,320	△ 100			
36		雑収入		1,420	1,320	△ 100	都民連会議室利用料、懇話会分担金等	
37	拠点区分間繰入金収入		0	0	0			
38	拠点区分間繰入金収入		0	0	0			
39		その他の繰入金収入		0	0	0		
40	サービス区分間繰入金収入		0	0	0			
41	サービス区分間繰入金収入		0	0	0			
42		その他の繰入金収入		0	0	0		
事業活動収入計(1)				161,413	94,539	△ 66,874		

1	2	勘定科目		前年度 予算額	本年度 予算額	差引 増減額	備 考	
		大	小					
3	事業活動による収支	支出	人件費支出	42,504	47,218	4,714		
4			職員給料支出	27,100	29,579	2,479	東社協共通経費：常勤職員給与・諸手当	
5			職員賞与支出	7,603	8,336	733	東社協共通経費：常勤職員期末・勤勉手当	
6			非常勤職員給与支出	0	0	0		
7			派遣職員費支出	2,515	3,135	620	派遣契約職員	
8			法定福利費支出	5,286	6,168	882	東社協共通経費：社保等事業主負担分	
9			事業費支出	74,736	28,493	△ 46,243		
10				諸謝金支出	410	1,264	854	都民連部会、協議員研修会等
11				旅費交通費支出	369	369	0	派遣研修、役員交通費実費弁償、職員管内旅費
12				印刷製本費支出	3,817	4,477	660	総会資料、各種報告書、機関紙等
13				消耗器具備品費支出	2,364	1,621	△ 743	事務用品、都大会記念品、追悼式物品代
14				修繕費支出	0	0	0	
15				通信運搬費支出	1,722	1,821	99	電話代、資料送付代、動画配信システム料等
16				会議費支出	2,164	2,331	167	常務委員会、常任協議員会、編集委員会等
17				広報費支出	0	0	0	
18				業務委託費支出	39,673	5,063	△ 34,610	役員研修、派遣研修、追悼式経費／モバイルPC関連減
19				手数料支出	337	276	△ 61	振込手数料
20				保険料支出	21	21	0	着ぐるみ運送保険料、管外研修保険料
21				賃借料支出	2,920	3,268	348	事務機器リース、会場使用料等
22				租税公課支出	2,100	2,050	△ 50	印紙税、消費税(都民連事業相当分)
23				給付金支出	18,000	5,000	△ 13,000	
24				互助給付金支出	18,000	5,000	△ 13,000	傷病、災害、死亡、退任等／改選退任慰労減
25				雑支出	839	932	93	都民連弔慰、自主派遣研修参加費、他県大会祝金等
26				事務費支出	10,285	7,504	△ 2,781	
27				福利厚生費支出	126	148	22	東社協共通経費
28				旅費交通費支出	0	0	0	
29				研修研究費支出	25	81	56	東社協共通経費
30				事務消耗品費支出	1,873	210	△ 1,663	東社協共通経費
31				印刷製本費支出	283	203	△ 80	東社協共通経費
32				水道光熱費支出	118	204	86	事務所・会議室電気料
33				修繕費支出	0	0	0	
34				通信運搬費支出	295	172	△ 123	東社協共通経費
35			会議費支出	0	0	0		
36			広報費支出	224	193	△ 31	東社協共通経費	
37			業務委託費支出	2,851	1,555	△ 1,296		
38			共通業務委託費支出	2,409	1,055	△ 1,354	東社協共通経費	
39			その他の業務委託費支出	442	500	58	事務所・会議室清掃料	
40			手数料支出	156	80	△ 76	東社協共通経費	
41			保険料支出	104	52	△ 52	東社協共通経費	
42			賃借料支出	664	992	328	東社協共通経費	
43			土地・建物賃借料支出	3,465	3,500	35	事務所・会議室賃借料	
44			保守料支出	98	83	△ 15	東社協共通経費	
45			雑支出	3	31	28		
46			雑支出	3	31	28	東社協共通経費	

1	勘定科目		前年度 予算額	本年度 予算額	差引 増減額	備 考
	2	大 中 小				
3	事業活動による収支	支出				
4		助成金支出	2,134	1,590	△ 544	
5		助成金支出	2,134	1,590	△ 544	四者協、指定民児協、(福)桜ヶ丘社会事業協会運営協力助成
6		負担金支出	26,217	24,916	△ 1,301	
7		負担金支出	26,217	24,916	△ 1,301	
8		全民児連会費支出	7,000	6,650	△ 350	全民児連会費:700円×現員数(4月1日)
9		互助共励会費支出	19,000	18,050	△ 950	互助共励会費:1,900円×現員数(4月1日)
10		その他の負担金	217	216	△ 1	関プロ会費:20円×定数(4月1日)
11		拠点区分間繰入金支出	4,998	4,818	△ 180	
12		拠点区分間繰入金支出	4,998	4,818	△ 180	
13		共済掛金繰入金支出	272	291	19	東社協共通経費:退職共済掛金
14		退職積立繰入金支出	1,785	1,966	181	東社協共通経費:退職積立金
15		その他の繰入金支出	2,941	2,561	△ 380	部会活動助成金、東社協一般管理費
16		サービス区分間繰入金支出	0	0	0	
17		サービス区分間繰入金支出	0	0	0	
18	その他の繰入金支出	0	0	0		
19	事業活動支出計(2)	160,874	114,539	△ 46,335		
20	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	539	△ 20,000	△ 20,539		
21	施設整備等による収支	収入				
22		施設整備等収入計(4)	0	0	0	
23		支出				
24		固定資産取得支出	0	0	0	
25	器具及び備品取得支出	0	0	0	固定資産取得予定なし	
26	施設整備等支出計(5)	0	0	0		
27	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0		
28	その他の活動による収支	収入				
29		積立資産取崩収入	0	20,000	20,000	
30		積立資産取崩収入	0	20,000	20,000	事業活動積立預金の取り崩し
31		その他の活動等収入計(7)	0	20,000	20,000	
32		支出				
33		積立資産支出	20,000	0	△ 20,000	
34	積立資産支出	20,000	0	△ 20,000	事業活動積立預金の積み増し予定なし	
35	その他の活動等支出計(8)	20,000	0	△ 20,000		
36	その他の活動等資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 20,000	20,000	40,000		
37	予備費(10)	0	0	0		
38	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 19,461	0	19,461		
39	前期末支払資金残高(12)	89,414	69,953	△ 19,461		
40	当期末支払資金残高(11)+(12)	69,953	69,953	0		

資金収支予算(案)

(自) 令和8年4月1日 (至) 令和9年3月31日

(単位:千円)

1	勘定科目		前年度 予算額	本年度 予算額	差引 増減額	備 考
	大 中	小				
3	事業活動による収支	収入				
4		経常経費補助金収入	1,000	1,000	0	
5		共同募金配分金収入	1,000	1,000	0	
6		一般募金配分金収入	1,000	1,000	0	部会活動助成金に充当
7		拠点区分間繰入金収入	2,941	2,561	△ 380	
8		拠点区分間繰入金収入	2,941	2,561	△ 380	
9		その他の繰入金収入	2,941	2,561	△ 380	部会活動助成金として都民連運管区分会計より繰り入れ
10		事業活動収入計(1)	3,941	3,561	△ 380	
11		支出				
12	事業費支出	0	0	0		
13	手数料支出	0	0	0		
14	助成金支出	3,941	3,561	△ 380		
15	助成金支出	3,941	3,561	△ 380	部会活動助成金	
16	事業活動支出計(2)	3,941	3,561	△ 380		
17	事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)	0	0	0		
18	施設整備等収入計(4)	0	0	0		
19	施設整備等支出計(5)	0	0	0		
20	施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)	0	0	0		
21	その他の活動等収入計(7)	0	0	0		
22	その他の活動等支出計(8)	0	0	0		
23	その他の活動等資金収支差額(9) = (7) - (8)	0	0	0		
24	当期資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)	0	0	0		
25	前期末支払資金残高(11)	0	0	0		
26	当期末支払資金残高(10) + (11)	0	0	0		

資金収支予算(案)

(自) 令和8年4月1日 (至) 令和9年3月31日

(単位:千円)

	勘定科目		前年度 予算額	本年度 予算額	差引 増減額	備 考			
	大 中	小							
1	事業 活動 による 収支	収入	受託金収入		58,570	51,916	△ 6,654		
2			東京都受託金収入	58,570	51,916	△ 6,654	改選期新任研修減		
3			都民連受託金収入	58,570	51,916	△ 6,654	研修、活動記録集計、都大会、手帳、普及啓発等		
4			サービス区分間繰入金収入	0	0	0			
5			サービス区分間繰入金収入	0	0	0			
6			その他の繰入金収入	0	0	0			
7			事業活動収入計(1)	58,570	51,916	△ 6,654			
8			支出	人件費支出		20,191	20,184	△ 7	
9				職員給料支出	11,390	11,946	556	東社協共通経費:常勤職員給与・諸手当	
10	職員賞与支出	4,596		4,168	△ 428	東社協共通経費:常勤職員期末・勤勉手当			
11	非常勤職員給与支出	0		0	0				
12	派遣職員費支出	1,593		1,577	△ 16	派遣契約職員			
13	法定福利費支出	2,612		2,493	△ 119	東社協共通経費:社保等事業主負担分			
14	事業費支出	33,571		26,996	△ 6,575				
15	諸謝金支出	1,720		1,551	△ 169	受託研修、都大会等			
16	旅費交通費支出	4,409		4,086	△ 323	受託研修、全国大会等派遣研修、職員管内旅費等			
17	印刷製本費支出	10,850		8,590	△ 2,260	都大会式次第、事例集、手帳、研修資料等			
18	消耗器具備品費支出	576		616	40	事務用品、研修・都大会物品等			
19	修繕費支出	0		0	0				
20	通信運搬費支出	461		481	20	電話代、資料送付代、動画配信システム料等			
21	会議費支出	0		0	0				
22	広報費支出	0		0	0				
23	業務委託費支出	12,532		9,317	△ 3,215	研修動画、都大会、全国大会、普及・啓発事業等			
24	手数料支出	47		55	8	振込手数料			
25	保険料支出	29	33	4	全国大会・関ブロ等派遣研修保険料				
26	賃借料支出	2,399	1,845	△ 554	会場使用料、事務機器リース等				
27	租税公課支出	0	0	0					
28	雑支出	548	422	△ 126	全国大会・関ブロ等派遣研修参加費等				

1	2	勘定科目		前年度 予算額	本年度 予算額	差引 増減額	備 考
		大中	小				
3	事業活動による収支	支出					
4		事務費支出		3,603	3,607	4	
5		福利厚生費支出		41	50	9	東社協共通経費
6		旅費交通費支出		0	0	0	
7		研修研究費支出		8	27	19	東社協共通経費
8		事務消耗品費支出		1,089	241	△ 848	東社協共通経費
9		印刷製本費支出		165	233	68	東社協共通経費
10		水道光熱費支出		0	0	0	
11		修繕費支出		0	0	0	
12		通信運搬費支出		172	198	26	東社協共通経費
13		会議費支出		0	0	0	
14		広報費支出		130	222	92	東社協共通経費
15		業務委託費支出		1,401	1,213	△ 188	東社協共通経費
16		手数料支出		91	92	1	東社協共通経費
17		保険料支出		61	60	△ 1	東社協共通経費
18		賃借料支出		386	1,140	754	東社協共通経費
19		土地・建物賃借料支出		0	0	0	
20		保守料支出		57	95	38	東社協共通経費
21		雑支出		2	36	34	東社協共通経費
22		拠点区分間繰入金支出		1,205	1,129	△ 76	
23		拠点区分間繰入金支出		1,205	1,129	△ 76	
24		共済掛金繰入金支出		166	146	△ 20	東社協共通経費：退職共済掛金
25		退職積立金繰入金支出		1,039	983	△ 56	東社協共通経費：退職積立金
26		その他の繰入金支出		0	0	0	東社協一般管理費
27		サービス区分間繰入金支出		0	0	0	
28		サービス区分間繰入金支出		0	0	0	
29		その他の繰入金支出		0	0	0	
30		事業活動支出計(2)		58,570	51,916	△ 6,654	
31		事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)		0	0	0	
32	施設整備等による収支	収入					
33		施設整備等収入計(4)		0	0	0	
34		支出					
35		固定資産取得支出		0	0	0	
36	器具及び備品取得支出		0	0	0		
37	施設整備等支出計(5)		0	0	0		
38	施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)		0	0	0		
39	その他の活動等収入計(7)		0	0	0		
40	その他の活動等支出計(8)		0	0	0		
41	その他の活動等資金収支差額(9) = (7) - (8)		0	0	0		
42	当期資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)		0	0	0		
43	前期末支払資金残高(11)		0	0	0		
44	当期末支払資金残高(10) + (11)		0	0	0		

東京都民生児童委員連合会規程の一部改正について（案）

1 改正の理由

東京都の「民生委員協議会及び民生委員会長協議会要綱（準則）」の一部改正に伴い、東京都民生児童委員連合会規程の「役員の任期」にかかる規定（第11条第3項）について、正確性を確保するため改正を行う。

2 改正の概要

東京都では、先の一斉改選より後任育成や活動継承等の観点から会長、副会長の任期について原則年齢を規定するため「民生委員協議会及び民生委員会長協議会要綱（準則）」を改正し「会長及び副会長の年齢は、原則として75歳未満とする。」という文言が追記された。

これに伴い、東京都民生児童委員連合会規程の「役員の任期」にかかる規定（第11条第3項）について、正確性を確保するため必要な文言を追加する形で改正を行う。

3 改正内容

別表「改正内容（新旧対照表）」のとおり。

4 施行日

東京都社会福祉協議会理事会の開催に合わせ、令和8年3月17日から施行することとする。

改正内容（新旧対照表）

現 行	改正案
<p>第1条から第10条まで（略）</p> <p>第11条 第8条による各役員の任期は、3年とする。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 一斉改選期において改選前の会長が民生委員・児童委員に再任された場合に限り、新しい会長が選出されるまで会長を務める。会長が民生委員・児童委員を退任する場合は、民生委員・児童委員に再任された副会長が、あらかじめ指名された順位に従いその職務を代理する。</p> <p>第12条から第23条まで（略）</p> <p>付則</p> <p>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>この規程の改正は、平成30年3月26日から施行する。</p>	<p>第1条から第10条まで（現行のとおり）</p> <p>第11条 第8条による各役員の任期は、3年とする。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 一斉改選期において改選前の会長が民生委員・児童委員に再任され、<u>かつ常任協議員に選任された場合に限り</u>、新しい会長が選出されるまで会長を務める。会長が民生委員・児童委員<u>または常任協議員</u>を退任する場合は、民生委員・児童委員に再任され、<u>かつ常任協議員に選任された副会長が</u>、あらかじめ指名された順位に従いその職務を代理する。</p> <p>第12条から第23条まで（現行のとおり）</p> <p>付則</p> <p>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>この規程の改正は、平成30年3月26日から施行する。</p> <p><u>この規程の改正は、令和8年3月17日から施行する。</u></p>

研修会資料

地域人権啓発リーダーについて

1 設置の目的

人権については、同和問題をはじめとして、障がい者や高齢者、子ども、H I V感染者等様々な人権問題があり、民生児童委員は日常業務において人権にかかわる事例を多く扱っている。

21世紀は「人権の世紀」といわれている中で、民生児童委員が時代に即した発展的、創造的な活動を展開するに当たり、人権問題に対する理解と認識を深め、人権問題解決に向けて研鑽と実践に努めていくため、当分の間、地域人権啓発リーダーを設置することとし、もって共存と共感で相互に支え合う社会の実現に寄与することを目的とする。

2 地域人権啓発リーダーの役割

- (1) 地区の民生児童委員に対して、同和問題をはじめとして、障がい者の問題、高齢者の問題、子どもの問題、H I V感染者の問題等、人権問題の啓発を行う。
- (2) 地区の民生児童委員に対して、人権問題に関する相談、助言等を行う。
- (3) 「生活福祉資金」を申請しようとする者から、担当民生児童委員を通じて、地域人権啓発リーダーへの事前相談等の申し入れがあった場合、地域人権啓発リーダーは事前相談等に対応する。

3 地域人権啓発リーダーの選任

- (1) 地域人権啓発リーダーは、地区民生児童委員協議会の会長とする。地区民生児童委員協議会の会長に事故があるときは、会長に代わる者が地域人権啓発リーダーを代理する。
- (2) 区市郡支庁代表会長は、区市郡支庁内の地域人権啓発リーダーの連絡窓口となる。
- (3) 地域人権啓発リーダーは必要な研修を受講する。

4 庶務

地域人権啓発リーダーに関する庶務は、東京都民生児童委員連合会事務局において行う。ただし外部団体等との連絡調整等については、東京都福祉局生活福祉部地域福祉課が行う。

付 則

- 平成18年5月16日から施行する。
- 平成21年3月12日改正、施行。
- 平成30年5月22日改正、施行。
- 令和6年3月14日改正、施行。

東京都民生児童委員連合会
協議員研修会 人権研修

「地域を元気にする人権

～同和問題を中心に～」

2026年3月13日

竹内 良

竹内 良

1951年 生まれ (74歳)

主たる成育地 広島

1975年 NKK日本鋼管(現JFEスチール)入社

京浜製鉄所労務部

1987年 本社 同和問題推進室

2005年 人権啓発室長

2011年 定年退職 24/36

東京人権啓発企業連絡会 専務理事

2017年 同上 退任

現在 (公財)東京都人権啓発センター 研修担当登録

著書 「人権の扉をたたく」 (解放出版社)

「人権をさがしてー企業活動のなかで」共著(解放出版社)

「企業と人権ハンドブック」共著 (明石書店)

監修DVD「人権入門」「人権と向き合う」「公正採用選考」関係

「私が私らしくあるために」(東映) ほか

2

同和問題(部落差別)とは

「同和」
人心惟同、民風惟和
(昭和天皇)

部落=複数の家が集まった処、集落、地区

ex. 部落対抗運動会が行われる村

「部落」という語は、狭義には

=被差別部落=同和地区(行政用語)を意味することも

全国に5千数百の被差別部落存在・・・都内にも

封建社会の、武士が農民・町人を支配という身分制度とは別に

「えた、非人」などと呼ばれる人々が存在

* 同和地区出身(本籍、住所など)と見做された人々に対する

結婚、就職、日常生活などにおける不当な差別

* かつての「士農工商という身分制度のさらに下に、被差別民を

置いた」との説は誤り 2001年検定以降、教科書からも削除

* 部落差別解消推進法 成立 2016年

差別解消に向けた教育、啓発、相談体制整備等など

3

企業の取り組みの原点

(同対審答申はあったけれど)

「就職と教育の機会均等を完全に保証し(中略)生活の安定と地位の向上を図ることが同和問題解決の中心的課題」1965年

* 部落地名総鑑購入事件1975年

* 採用時における不適切面接(親の職業質問など)

能力・適性に関わらない項目

糾弾 法務省・労働省の指導

差別体質への気づき、反省

企業としての取り組みの始まり

同和問題をはじめ

様々な人権への取り組みがスタート



4

結婚差別事例

* 被差別部落出身の青年と結婚するという娘に対して
以後実家とは関わらないという誓約書を書かせる父親

* 東京都意識調査(令和6年 n=5,000)

問い 仮にあなたが同和地区の人と結婚しようとしたとき、親や
親戚から強い反対を受けたら、あなたはどうしますか。

(平成25年度)

答え

・自分の意思を貫いて結婚する	17.8%	(26.1)
・親の説得に全力を傾けたのちに、 自分の意思を貫いて結婚する	21.8	(30.4)
・家族や親戚の反対があれば 結婚しない	7.8	(10.5)
・絶対に結婚しない	5.6	(4.9)
・わからない	46.9	(28.1)

部落差別の現実

* 結婚・土地購入などに際して部落を避けようとする意識が
根強くある

* 結婚相手の「身元調査」「聞き合わせ」

* 都内で不動産会社が部落の所在を問合せ 2017年

* 都内各地の公園、駅トイレなどに部落に対する誹謗中傷の
差別発言、落書きなど 都営住宅でも 2025年

* ネット上での差別書き込み、拡散

* 「復刻版部落調査」出版事件 2016年提訴

原告 部落解放同盟並びに個人234名

東京地裁 原告一部勝訴 2021年9月



東京高裁 「差別されない権利」 2023年 6月

最高裁 確定 2024年12月

*** 東京高裁 土田昭彦裁判長 判示(2023年6月28日毎日新聞)**
(地名リストの掲載により)

**差別を受けずに平穏な生活を送る人格的利益が侵害される
同和地区出身者への差別は人間としての尊厳を否定するもの
差別意識は依然として存在していることは明らかだ**

**差別を受けることが人生に与える影響は甚大で、同和地区出身者
であることを推測できる情報が広く流通すれば、差別に おびえる
生活を余儀なくされることにつながる**

**(個人の尊厳、幸福追求権を保障する憲法13条と14条1項の平等
原則引用)その趣旨等に鑑みると、人は誰も、不当な差別を受け
ることなく人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることがで
きる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利
益であるというべきである**

**寝た子をおこすな、そっとしておけば自然に差別
はなくなる の誤り**

*** 明治以降、同和教育や人権啓発が不在の時代が続き、
まさに「寝た子を起こさない」状況が長きに渡って続いた
結果、部落差別は根強く存在する。**

*** 教育、啓発を行わないということは、誤った偏見、差別
感に接して「差別的に知ってしまう」ことになりかねない。**

*** 被差別当事者に「そのうちなくなるから、少々の差別は
我慢を」という、理不尽な忍耐を強いる、残酷な論法。**

かつての日本の諸組織・企業団体の多くにとっては

人権 = 「人権問題」 problem

本来自分たちにとっては「無縁のもの」という捉え方が主流

ex.問題を起こさないように、気をつけなければ
面倒・厄介、嵩じると訴訟ごとになる イメージダウンになる

だからせいぜい、リスクマネジメントとして
組織として取り組むべき本来の関心事にはならず
〇〇をしてはならない、言うてはならないという、
不作為の行動規範の面が強調された



人権の捉え直し

9

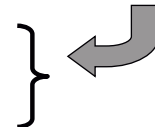
これからの全ての組織・企業に必要なこと

人権の捉え直し

社会の人々、職員・社員の人権を尊重する

「人権問題」と「人権」

双方に取り組むことが肝要



①人権問題

人権を侵害しない取り組み
(差別、ハラスメントをしない、安全安心)

②人権 (プロフェシムではない人権)

人権を尊重 (伸張、発展) する取り組み
すべての人が人権の主人公

10

① **人権問題…様々な差別**(馬鹿にする、仲間外しする、いじめる)

同和問題(部落差別)

障がい者差別

女性差別

SOGIに関する差別sexual orientation(性的指向)

ソジ

gender identity(性自認)

LGBTQ+ 当事者に対する差別

人種差別

民族差別

職業差別

学歴差別……等々

言葉、表現と差別

… ハラスメントによる人権侵害

11

② **人権**

* 1. 「人権」とは、「人権を尊重する」とは

「**安心、自信、自由**」(森田ゆいさん)CAP児童虐待防止P

「**安心できない、自信がない、自由がない**」

と感じているとすれば…

「**自由**」の意味 … **フリーダム、リバティ**

抑圧からの解放、自らに由る

自らの意思、本性に従っている

他からの強制、拘束、支配を受けない

自分で決めていい 自己決定に不利益を被らない

職業選択の自由、婚姻の自由、居住地選定の自由 など

*** 2. 「人権の尊重」とは(具体的言動として どうすることか)**

「個」の尊重

「言っているんだよ」(居ているんだよ)

⇒ **「聴くよ」というメッセージ**

一人で言えなければ…、

言ったところで…?

「言う」は 顕在化、共有、抑止力の発生

良質なコミュニケーションの当事者になる

「そのひと」に対する敬意

グループからチームへ

傾聴から敬聴へ

13

人権を考えるにあたり

改めて確認したいこと

この社会は (世界は) 多様な人々によって

成り立っている

人種、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、

目には見えない持病、物の見方、考え方、価値観、

性的指向・自認、働き方、雇用形態、

ライフスタイル (結婚、子・・・) 等

皆、同じ人間だけれど、

人間は皆同じ ではない

14

障がいある人との対応基本

Nothing about us without us!

私たちのことを私たち抜きで決めないで

安全、安心の確保

一人ひとりの尊厳、自由、意向尊重

同行者や介助者にではなく、まずは本人と

意思疎通を図る

分かり易い、丁寧な情報提供

一人ひとり異なる必要な支援、方法

できることはご本人に任せる

15

「相手の立場には立てないけれど、

近づこうと努力することはできる。」

イマジネーション、想いを馳せる

忙しい毎日だけれど

ちょっと立ち止まって

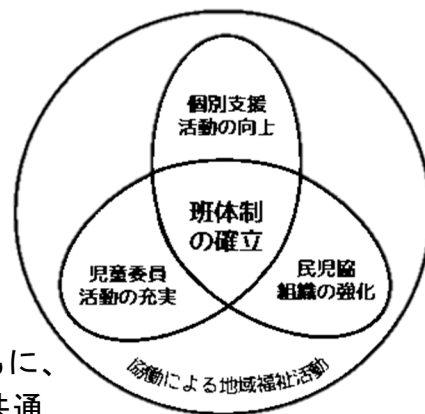
ご一緒に考えてみましょう

それって、人権的にどうよ？

人権

民生委員制度創設 100 周年記念

東京版 活動強化方策



目的

○100年の歴史ある実践を受け継ぐとともに、東京の民生委員・児童委員、民児協に共通する活動の方向性と具体的取り組みを活動強化方策として提起する。

○活動強化方策を推進するために必要な事項を、都民連の重点事業として位置付ける。

期間

平成 29 年度～令和 8 年度の 10 年間

※但し、平成 28 年 12 月の一斉改選より先行して実施する

スローガン

仲間とつくる 地域のつながり

※「仲間」…委員同士、関係者、住民などの地域のあらゆる主体

今後 10 年の羅針盤

4 人に 1 人と言われる認知症高齢者とその予備軍（厚労省推計）、10 万件を超えた児童虐待の対応件数（平成 27 年度の全国児童相談所対応件数）、障がい者の権利保障と地域生活支援、引きこもりなどの孤立・孤独の解消、災害時の対策など、私たちの地域にはさまざまな福祉課題が山積しています。

しかし、これらの課題は、どの地域でも同じように表れているわけではありません。健康や生活状態、家族との関わりなどの個人が置かれた状況や地域で利用できるサービスの種類や量、住民や関係機関の協力の有無など、その人や地域の特性に応じて、重点的に対応すべき課題は異なってきます。何に、どのように取り組むかは、ご自身が向き合うケースや地域の状況の中で見極めていくことが大切なのです。

このたびの東京版 活動強化方策もこうした視点で策定しました。取り組むべき福祉課題を統一的に定めるのではなく、「地域で取り組むべき課題は地域が見極め、解決を図る」という視点に立ち、そのために必要な共通の強化策を 5 本の柱として提起しています。わたしたち東京の民生委員・児童委員活動における羅針盤として活用していきましょう。

東京版 活動強化方策

5本の柱

②班体制の確立 〈チームで動く〉



近隣の委員同士がチームとなり、地域と向き合いながら、課題解決につなげましょう。

※自助（委員個人）と共助（民児協）の間をむすぶ「近助（班）」として、委員同士と民児協・地域をつなぐ接着剤の機能を発揮していきましょう。

④児童委員活動の充実 〈子どもを育む〉

活動の現状を点検し、担うべき役割を整理し、子どもと家庭を育む豊かな取り組みを展開しましょう。



※併せて、児童委員協議会としての機能も確認し、その活動の充実を図りましょう。

①個別支援活動の向上 〈支援力を高める〉

住民に寄り添い、ニーズをつかみ、適切な支援に結びつける力量を高めましょう。



※支援力を高めるためのポイント「5つの“つ”」
紡ぐ力、つかむ力、伝える力、つなげる力、培う力

③民児協組織の強化 〈組織を活かす〉

期待と信頼に応えるために運営力を磨き、地域とともに成長できる組織を目指しましょう。



※民児協が地域福祉推進の要となる組織として内外から信頼感を得られるよう取り組みを進めましょう。

⑤協働による地域福祉活動 〈地域をむすぶ〉

関係機関や団体とのさらなる連携のもと、住民、地域を巻き込んだ協働の実践を広げましょう。



※地域の多様な主体が協働して「新しい支え合い」を生み出していきましょう。



都民連・全民児連ホームページ パスワードのご案内

都民連や全民児連のホームページには、さまざまな資料や情報が掲載されています。ぜひご活用ください。

- インターネットで「都民連」「全民児連」と検索したり、下記の QR コードを読み込んでください。また、モバイル PC は、インターネット画面左上の「tominren.com のブックマーク」をクリックすると、各ホームページを開くことができます。



- 都民連・全民児連ともに、非公開の「民生児童委員専用ページ」があります。各ページには、パスワードを打ち込む必要があります。（下記参照）

	URL	民生児童委員専用ページ
都民連 ホームページ	https://www.tominren.com/ 	[ユーザー名] tominren [パスワード] 20180401
全民児連 ホームページ	https://www2.shakyo.or.jp/enminjiren/ 	[パスワード] 20131201



私たちの新たな活動目標

民生委員制度創設 100周年記念

東京版 活動強化方策

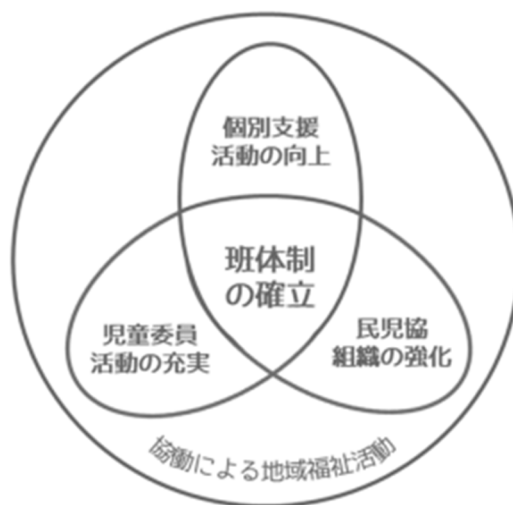
スローガン:仲間とつくる 地域のつながり

東京都民生児童委員連合会

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ 4階

電話 03-3235-1163 FAX 03-3235-1169

E-mail tominren@tcsw.tvac.or.jp



★東京都民生児童委員連合会ホームページ
〔URL〕 <https://www.tominren.com/>